

【2026年2月4日発行】

=====■ 人事労働マガジン／定例第184号 ■=====

-----▽▼人事労働マガジン編集部からのお知らせ▲△-----

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 建設事業主の皆さまへ
「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金」のご案内
2. 「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施する協議会を募集しています
3. 2月「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」のご案内
改正育児・介護休業法について、オンラインセミナーを開催します
4. 仕事と家庭の両立支援プランナーによる支援のご案内
企業の疑問や課題解決・従業員に向けた支援方法のアドバイスを行います
5. 事業主の皆さまへ 労働基準法等の届出に関する「電子申請様式作成支援ツール」のご案内【再掲】
6. 「労働契約等解説セミナー」を開催中【再掲】
7. 「教育訓練休暇給付金」が創設されました
労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます【再掲】
8. 「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会／個別相談会」を実施(オンデマンド)
【再掲】
9. 「働く女性の健康課題等に関する研修会」を実施(オンデマンド)【再掲】

**【トピック 1】建設事業主の皆さまへ
「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金」のご案内**

厚生労働省では、若年者や女性の入職・定着を図るための取り組みを実施する建設事業主の皆さまを対象に、費用の一部を助成しています。

助成金を活用して、若年者や女性に選ばれる魅力ある職場づくりに取り組みませんか？

・支給対象者：建設事業主

（「建設の事業」としての雇用保険料率が適用されている事業主が対象です）

・対象事業：現場見学会、新規入職者への研修会、安全衛生管理計画の作成等

（上記のほか、若年者等の入職・定着を図るための取り組みが幅広く対象になります）

・支給額：対象事業の実施に要した経費の 60%

（中小でない建設事業主の場合、事業実施に要した経費の 45%）

詳細はリーフレットをご覧いただくな、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

【人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース）リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001630869.pdf>

【都道府県労働局お問い合わせ先】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001488368.pdf>

【トピック2】「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施する協議会を募集しています

厚生労働省は、地域における高年齢者等の雇用・就業機会の確保施策の 1 つとして、「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。

令和 4 年度から実施しているこの事業は、高年齢者等の雇用・就業支援の取り組みと、地域福祉や地方創生等の分野で既に地域で機能している取り組みとの連携を緊密にします。

また、多様な資金調達も促していくことで、地域のニーズを踏まえてさまざまな働く場の創出を図ります。あわせて、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取り組みを持続可能なモデルとして構築し、他地域への展開・普及を目指しています。

現在、令和 8 年 7 月から 3 年度間事業を行う協議会を募集しています。

詳細は、各都道府県労働局にお問い合わせください。

・応募期限:3 月 23 日(月)17:00

【仕様書等の詳細はこちら】

生涯現役地域づくり環境整備事業の実施地域の募集について～令和8年度募集～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou/roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou_00029.html

【生涯現役地域づくり環境整備事業の概要はこちら】

生涯現役地域づくり環境整備事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

【トピック 3】2月「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」のご案内
改正育児・介護休業法について、オンラインセミナーを開催します

昨年4月・10月に改正育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法が段階的に施行されました。

「社内規定の見直しが進まない」「制度の周知方法に悩んでいる」など、お悩みを抱える企業の皆さま、必見です。

従業員が安心して育児休業・介護休業を取得し、仕事と両立するために「仕事と家庭の両立支援プランナー」が詳しく解説します。

この機会をお見逃しなく、セミナーにご参加ください。

【オンラインセミナー】

■**仕事と介護の両立支援セミナー**
介護離職防止に必要な取組と法改正対応
2月13日(金) 14:00~15:00
・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10741/>

■**仕事と育児・介護の両立支援セミナー**
育児・介護休業法改正対応セミナー～施行後の再点検と運用改善のヒント～
2月19日(木) 14:00~15:00
・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10747/>

【トピック 4】仕事と家庭の両立支援プランナーによる支援のご案内
企業の疑問や課題解決・従業員に向けた支援方法のアドバイスを行います

貴重な人材を長く雇用するためには、仕事と育児・仕事と介護を両立するための制度の構築が必要になります。

「仕事と家庭の両立支援プランナー」による無料の支援では、育休復帰支援プラン、介護支援プランの策定や法改正による社内環境整備・就業規則の見直しなど、実務的なアドバイスを行います。

- ・支援方法：訪問またはオンライン
- ・支援時間：1支援：60分～90分程

【詳細はこちら】

中小企業育児・介護休業等推進支援事業

育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

TEL:03-5542-1740

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

【再掲】-----

【トピック5】事業主の皆さまへ 労働基準法等の届出に関する「電子申請様式作成支援ツール」のご案内

令和7年3月31日以降、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から、労働基準監督署への届出(就業規則届、36協定届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届)に関する電子申請が可能となりました。

今までのe-Govからの電子申請と比較して、さらに便利になっていきますので、ぜひご活用ください。

■「電子申請様式作成支援ツール」の主な機能

- ・内容の異なる協定等の一括届出機能
- ・本社一括届出のCSVファイル自動作成機能
- ・届け出先の労働基準監督署の自動選択機能
- ・次回届け出時のリマインド・複写機能

【対象手続きや各機能の詳細等に関するリーフレットはこちら】

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000716053.pdf>

【電子申請様式作成支援ツールの利用はこちら】

厚生労働省 スタートアップ労働条件 電子申請様式作成支援ツールについて

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html

【再掲】-----

【トピック 6】「労働契約等解説セミナー」を開催中-----

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員の方々などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

■開催概要

中小・小規模企業等が所属する業界団体や労働組合などの労働者団体からのご依頼により、講師を派遣し開催します。

- ・ 費用:無料
- ・ 対象:中・小規模企業等が所属する業界団体や労働組合などの労働者団体
- ・ 講師:社会保険労務士または弁護士
- ・ 開催方法:会場形式
※ご依頼者の希望により、オンライン形式またはハイブリッド形式にも対応可能です。
- ・ 開催期間:2026年2月まで

【詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」運営事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL: 03-5226-9919(受付時間:平日 10時~17時)

【再掲】-----

【トピック 7】「教育訓練休暇給付金」が創設されました
労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます

労働者が離職することなく、教育訓練に専念できるよう、教育訓練休暇給付金が創設されました。この給付金は自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給します。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した 30 日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

労働者が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さんに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行っていただく必要があります。制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】

教育訓練休暇給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

【再掲】-----

【トピック8】「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会／個別相談会」を実施(オンデマンド)

厚生労働省では、男女ともに労働者が不妊治療をしながら働き続けることができるよう、企業の取り組みを支援するため、事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ、産婦人科医等の皆さんを対象に、厚生労働省、産婦人科医、社会保険労務士、産業医、コンサルタント、取り組みが進んでいる企業の担当者からの講義を内容とした研修会を実施しています。

本年度は、研修会に加えて、不妊治療を受けやすい休暇制度・両立支援制度を導入し、利用促進に取り組むことを検討している事業主または企業の人事労務担当者に対し、不妊治療と仕事との両立についての専門的な知見を有する社会保険労務士によるオンライン個別相談会も実施しています。

いずれもご都合に合わせてご活用いただけますので、ぜひ、ご利用ください。

【研修会の主な内容】

- ・制度等を中心に－不妊治療の内容、取り組みのステップ、両立のための各種制度等
- ・事例等を中心に－企業の取り組み事例、体験談等

【個別相談会の内容の例】

- ・不妊治療と仕事との両立支援策の具体的制度内容
- ・各種制度の導入に当たっての留意点等

【実施期間】

令和8年3月15日まで

※お申し込みされた方は、期間中いつでもご利用いただけます。

【詳細はこちら】

<https://www.funin-ryoritsu.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会／個別相談会事務局

(委託先:有限責任監査法人トーマツ)

Mail:info_otoiawase@tohmatsu.co.jp

【再掲】-----

【トピック9】「働く女性の健康課題等に関する研修会」を実施(オンデマンド)

厚生労働省では、事業主や人事労務担当者、産業医や産業保健スタッフ、産婦人科医など働く女性の健康問題に携わる方々、女性労働者を部下に持つ管理職の方々を対象に「働く女性の健康課題等に関する研修会」を実施しています。

「女性の健康課題コース」、「母性健康管理コース」の二つのコースで構成され、女性の健康特性だけでなく、関連する法制度、実践的な職場での対応方法まで学べる、充実の内容となっています。いずれかのコースのみの受講も可能です。ぜひ、ご受講ください。

【実施期間】

令和8年3月15日まで

※お申し込みされた方は、期間中いつでも受講できます。

【詳細はこちら】

働く女性の心とからだの応援サイト

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/kenshu2025/>

【お問い合わせ】

働く女性の健康課題等に関する研修会事務局(委託先:一般財団法人女性労働協会)

Mail:bosei-navi@jaaww.or.jp